

高岡市浄化槽設置整備事業費補助金申請の手引き

高岡市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、し尿と生活雑排水（台所、洗濯、風呂等の排水）をあわせて処理する合併処理浄化槽を設置する方に、設置費用の一部を助成しています。

また、令和 12 年度までに市の公共下水道計画のない地域で、単独処理浄化槽又は汲み取り便所から合併処理浄化槽に切り替える方を対象に補助金額を上乗せしています。

■ 補助の内容

（１）新規に設置する場合

浄化槽の人槽	補助金額
５人槽	414,000 円
７人槽	474,000 円
10 人槽	660,000 円

（２）単独処理浄化槽又は汲み取り便所から合併処理浄化槽に入れ換える場合（令和 12 年度まで）

浄化槽の人槽	補助金額
５人槽	527,000 円
７人槽	749,000 円
10 人槽	1,140,000 円

※上記以外の場合は個別に環境政策課（☎22-3212）へお問い合わせください。

■ 補助対象者

以下の要件をすべて満たす方が補助対象です。

（１）市内の下水道計画区域外において、自らが居住する住宅に合併処理浄化槽を設置すること。

（補助対象区域の詳細については、環境政策課（☎22-3212）へお問い合わせください。）

（２）浄化槽工事が未着工でかつ当該年度末までに完了し使用開始できること。

（３）浄化槽の保守点検、清掃、法定検査を必ず実施すること。

◎ 補助対象の区分表

現在の 汚水処理方法	現住所	要件	補助の 可否	区分確認 書類※
合併処理 浄化槽	市内	現在居住する住宅から分家独立して住宅を新築し、新規に合併処理浄化槽を設置する方	○	①、②
		現在居住する住宅が集合住宅または借家であり、家の新築に伴い、新規に合併処理浄化槽を設置する方	○	①、③
		上記要件に該当しない	×	
	現住所が市外の方		○	①
単独処理 浄化槽／ 汲み取り便所	市内	家の新築に伴い、新規に合併処理浄化槽を設置する方	○	①、④
		既存の汚水処理設備を合併処理浄化槽に転換する方	○	④
	現住所が市外の方		○	①
下水道	下水道区域から転居し、新規に合併処理浄化槽を設置する方		○	①、④

※上表の補助の区分によって、確認書類が異なります。（裏面に記載の区分確認書類 No.を参照）

■申請の流れ（補助金の交付申請及び実績報告は、環境政策課の窓口に関係書類を提出してください。）



■申請期限

工事着工の7日前までに交付申請書を提出してください。

工事完了後1か月以内または申請年度終了日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

■交付申請時提出書類

提出書類等の種類	
区分確認書類 (補助の対象となる かを確認する書類)	補助対象の区分表の確認書類欄に記載されている番号の書類を提出する。 ① 補助申請前の住民票の写し ② 分家独立して住宅を新築することを証する書類 (開発行為許可書、新旧の世帯全員の住民票、戸籍謄本等) ③ 集合住宅または借家に居住していることを証する書類 (賃借契約書等) ④ 補助申請前の汚水処理方法がわかる書類 (単独処理浄化槽、汲み取り便所使用者は清掃記録票等) (下水道使用者は検針票、料金納入証明書等)
補助金交付申請に 必要な書類	(1) 補助金交付申請書(様式第1号) (2) 浄化槽機能保証制度に基づく浄化槽保証登録証 (3) 全国浄化槽推進市町村協議会の登録制度に基づく登録証の写し (4) 登録浄化槽管理票(C票)の写し (5) 工場生産浄化槽認定シート (6) 浄化槽設置工事に係る見積書の写し (7) 浄化槽設置場所付近の見取り図 (8) 浄化槽を設置する住宅の平面図及び浄化槽配置図 (9) 建築確認済証及びし尿浄化槽調書(建築確認申請を伴う場合) 浄化槽設置届出書及び誓約書(建築確認申請を伴わない場合) (10) 浄化槽工事業者の浄化槽設備士免状の写し (11) 所有者の承諾書(浄化槽を借家に設置する場合) (12) 浄化槽の維持管理等に係る誓約書 (13) 補助金の振り込み口座がわかる書類(通帳裏面の写し等)

■実績報告時提出書類

提出書類等の種類	
実績報告時に必要な 書類 (補助事業が適正に 行われたかを確認 する書類)	(1) 補助金実績報告書(様式第5号) (2) 浄化槽工事状況写真(2部) (3) 浄化槽設置工事に要した費用の請求書及び領収書 (4) 浄化槽使用開始前のチェックリスト (5) 浄化槽使用開始報告書の写し (6) 浄化槽使用廃止届出書の写し(単独処理浄化槽を使用していた場合) (7) 浄化槽保守点検契約書及び浄化槽清掃業務委託契約書の写し (8) 補助金交付請求書 (9) 浄化槽法定検査依頼書の写し